

関係各位

2008年9月4日

社団法人 日本ハング・パラグライディング連盟
会長 内田 孝也

JHF 教員更新講習会の開催について

拝啓 時下益々ご健勝のことと存じ上げます。
お待たせしてまいりました表題の講習会を、準備の調った地域より順次開催いたします。下記案内のほか、
JHFウェブサイトに公表される会場をお選びになり、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。
尚、一般フライヤー会員の方も受講できますので、お誘い合せの上ぜひご参加ください。

敬具

記

公認 社団法人 日本ハング・パラグライディング連盟

主管事務局 各都道府県連盟

講習内容（基本スケジュール）

研修時間 10時間（講義 6時間 実技 4時間 休憩を含む）

1. 教員検定の現状	講義1時間
2. 実技確認	実技2時間
3. 新しい技術や理論の習得	講義1時間
4. 事故の事例と原因分析	講義1時間
5. 事故が起きないための講習方法	講義1時間
6. 保険と事故対応	講義1時間
7. レスキュー・パラシュートリパックとセッティング	実技2時間
9. 新テキスト（新技能証規程）の概要	講義1時間

持参品 筆記用具・ライト機材一式（実技受講者）

JHFフライヤー登録証、技能証

お持ちの方は、救命法講習受講証明

参 加 費 5,000円を下記口座にお振込みの上、振込み控えのコピーを添付してお申込み

下さい。（エリア使用料・交通宿泊費等は現地で個人負担になります）

※一般参加の諸条件は、開催地によって異なりますので連絡先にご確認ください

【銀行振込】三井住友銀行 小石川支店 (普)3488605

【郵便振替】00180-8-650201

日本ハング・パラグライディング連盟

（※ 口座名義は、JHF の略称でも結構です）

宿 泊 宿泊が必要な場合のお問合せ・申し込みは、各自で行ってください。

締 切 日 受講希望日の 10 日前必着

申込方法 FAX または E メールにて下記申込先にお申し込みください。

申込先 社団法人 日本ハング・パラグライディング連盟 事務局

〒170-0002

東京都豊島区巣鴨 3-39-4 東都ビル 2 階

TEL:03-5961-1388 FAX:03-5961-1389

E:mail info@jhf.hangpara.or.jp

JHF 教員更新講習会

参加申込書

【フライヤーNo.】 JA 0-

【氏名】 _____

【住所】 〒 _____

【電話番号】 _____ - _____

【携帯No.】 _____ - _____

【E-mail】 _____ @ _____

【技能証区分】(○印をつけてください)

HG 教員 • HG 助教員 • PG 教員 • PG 助教員 • MPG 教員 • 一般

【希望参加会場】

日程 月 日

_____ 会場

申込先 社団法人 日本ハング・パラグライディング連盟 事務局
〒170-0002

東京都豊島区巣鴨 3-39-4 東都ビル 2 階

TEL:03-5961-1388 FAX:03-5961-1389

E-mail info@jhf.hangpara.or.jp

締切日 受講希望場所の開催日 10日前 必着

更新講習会規程

制定 2004年12月8日 理事会

第1条(趣旨)

社団法人日本ハンググライディング連盟(以下JHFという)技能証規程 12)-1-2に基づき対象となる技能証の更新時の講習会に関する規程を定める。

第2条(目的)

本規程制定の目的は、JHF教員、助教員の知識、技能の維持向上を行うことにより、ひいては JHF フライヤー会員へ安全フライトに関する啓蒙活動を推進することである。

第3条(対象技能証)

対象となる技能証は下記のとおりとする

- 1 ハンググライディング教員技能証
- 2 ハンググライディング助教員技能証
- 3 パラグライディング教員技能証
- 4 パラグライディング助教員技能証
- 5 モーター・パラグライディング教員技能証

第4条(受講義務)

第3条に定められた技能証を有する者は、その有効期限内(3年)に必ず1回以上のJHF主催更新講習会、またはJHF公認更新講習会を受講しなければならない。

第5条(受講場所)

更新講習会は全国数箇所以上で毎年開催するものとし、受講場所は受講者が選択できる。

第6条(受講証明)

教員検定員は受講者に対し、技能証更新時に必要な受講証明を発行する。

第7条(講義内容)

講義内容は、JHF 教習検定委員会が作成し、教員検定員が2名以上で行う。ただし、JHF理事会が認めた場合、専門知識を有する者を講師として派遣することができる。

第8条(更新申請)

教員、助教員の更新を申請する場合は、該当技能証の有効期限内に更新講習会を受講しなければならない。

付則

- ・本規程の施行は別途定める。
- ・本規程の広報は JHF の広報手段をもって行う。
- ・2004 年度(2005 年 3 月末日)までに開催される、本規程に定める更新講習会を受講した者は施工後に受講したものとみなす。

以上